

双葉町（帰還困難区域）に居住し、過去に平成24年8月31日までの精神的損害についてセンターで和解をした後、同年9月1日以降の精神的損害の包括的賠償を求め、直接請求手続の包括請求用紙の交付を依頼したところ、被申立人から包括請求の始期は一律同年6月1日とする運用であるとして、用紙の交付を拒否されていた申立人らについて、遅延損害金を付した一部和解が成立した事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、及びX2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記記載の損害項目（下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 (1) 精神的損害

ただし、中間指針第3の6（指針）Ⅰ）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料のうち、中間指針第3の6（指針）Ⅲ）に規定する金額及び原子力損害賠償紛争解決センター総括基準（避難者の第2期の慰謝料について）第1（総括基準）に規定する金額に限る。

(2) 上記(1)のうち、平成24年9月1日から平成25年2月28日までに発生した120万円についての遅延損害金

期 間

(1)については平成24年9月1日から平成25年5月31日

(2)については、申立人が被申立人の復興本社いわき事務所を訪れ被申立人に対する本賠償請求手続の包括請求用紙の交付を依頼し、被申立人がこれを拒否した日の翌日である平成25年3月4日から支払済みまで

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金とし

て、金180万円、及び、うち120万円に対する平成25年3月4日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 確認条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年5月31日

（仲介委員 高橋英一）

双葉町（帰還困難区域）に居住し、過去に平成24年8月31日までの精神的損害についてセンターで和解をした後、同年9月1日以降の精神的損害の包括的賠償を求め、直接請求手続の包括請求用紙の交付を依頼したところ、被申立人から包括請求の始期は一律同年6月1日とする運用であるとして、用紙の交付を拒否されていた申立人らについて、遅延損害金を付した一部和解が成立した事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、X2、及びX3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金1673万6466円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人らと被申立人は、別紙記載の3、7、8、10、11、及び13の損害項目（別紙記載の期間に限り、遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年9月6日

（仲介委員 高橋英一）

別紙

請求項目				対象期間	金額
1	X 1	精神的損害	定額分	H25. 6. 1～H29. 5. 31	¥4, 800, 000
2	X 2	精神的損害	定額分	H25. 6. 1～H29. 5. 31	¥4, 800, 000
3	X 1	就労不能		H24. 6. 1～H25. 7. 31	¥2, 763, 180
4	X 1	就労不能		H25. 8. 1～H26. 2. 28	¥1, 381, 590
5	X 1	その他実費		H24. 6. 1～H29. 5. 31	¥792, 000
6	X 2	その他実費		H24. 6. 1～H29. 5. 31	¥792, 000
7	X 1	家賃		H24. 7. 15～H24. 7. 31	¥30, 709
8	X 1	家賃		H24. 8. 1～H25. 7. 31	¥672, 000
9	X 1	家賃		H25. 8. 1～H26. 3. 31	¥448, 000
1 0	X 1	共益費		H24. 7. 15～H24. 7. 31	¥987
1 1	X 1	共益費		H24. 8. 1～H25. 7. 31	¥21, 600
1 2	X 1	共益費		H25. 8. 1～H26. 3. 31	¥14, 400
1 3	X 3	家賃		H24. 6. 1～H25. 7. 31	¥140, 000
1 4	X 3	家賃		H25. 8. 1～H26. 3. 31	¥80, 000

双葉町（帰還困難区域）に居住し、過去に平成24年8月31日までの精神的損害についてセンターで和解をした後、同年9月1日以降の精神的損害の包括的賠償を求め、直接請求手続の包括請求用紙の交付を依頼したところ、被申立人から包括請求の始期は一律同年6月1日とする運用であるとして、用紙の交付を拒否されていた申立人らについて、遅延損害金を付した一部和解が成立した事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、X2、及びX3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金933,102円の支払義務のあることを認める。

3 既払い金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害に対する賠償金として、金70,000円（申立人X3の平成25年9月1日から平成26年3月31日までの家賃相当額）を支払い済みであることを確認する。

この既払い金について、第2項記載の和解金933,102円と清算することとする。

4 支払方法

（省略）

5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

(1) 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。ただし、別紙記載の損害項目欄のうち3、5、11及び12については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

(3) 申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目欄のうち3及び5記載の損害項目の対象期間以降の損害の存否及びその金額については、本和解の対象外であり、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年1月9日

（仲介委員 高橋英一）

別紙

損害項目			対象期間	金額
1	X 1	駐車場代	H24.7.15～H24.7.31	金 2,302 円
2	X 1	駐車場代	H24.8.1～H25.11.30	金 67,200 円
3	X 1	駐車場代	H25.12.1～H26.3.31	金 16,800 円
4	X 1	自治会費	H24.8.1～H25.11.30	金 1,920 円
5	X 1	自治会費	H25.12.1～H26.3.31	金 480 円
6	X 1	敷金	H24.7.15～H24.7.31	金 22,400 円
7	X 1	仲介手数料	H24.7.15～H24.7.31	金 58,800 円
8	X 1	駐車場契約手数料	H24.7.15～H24.7.31	金 4,200 円
9	X 1	火災保険料	H24.7.15～H26.7.15	金 24,000 円
1 0	X 3	駐車場代	H24.6.1～H25.8.31	金 75,000 円
1 1	X 3	精神的損害	H23.9.1～H24.8.31	金 120,000 円
1 2	全	精神的損害	H23.3.11～H23.5.31 H23.7.1～H23.8.31 H24.9.1～H25.9.30	金 540,000 円
合計				金 933,102 円